

<p>○ 18 工事の保険等</p>	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>																
<p>○ 19 ゆいぐる材について</p>	<p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>																
<p>○ 20 機材の品質等 (1.4.2)</p>	<p>※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。)</p> <p>※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p>																
<p>21 技能士 (1.5.2)</p>	<p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) 																
<p>22 化学物質の濃度測定 (1.5.8)</p>	<p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1" data-bbox="371 1375 1023 1470"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考												
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考														
<p>23 技術検査 (1.6.2)</p>	<p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。</p> <p>()</p>																
<p>○ 24 完成時の提出図書 (1.7.1)</p>	<p>(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p>																

<p>○ 25 情報共有システムの使用</p>	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】:ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンOS】 :Microsoft Windows 8.1/10</p> <p>【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALCシステムの利用にあつては沖縄県とCALC運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALCシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALCシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。</p>
<p>26 標識その他 (1.7.4)</p>	<p>主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p>
<p>○ 27 機材</p>	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>
<p>○ 28 施工</p>	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>
<p>○ 29 耐震施工</p>	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p>
<p>○ 30 磁気探査</p>	<p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。</p>
<p>○ 31 墜落制止用器具</p>	<p>墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p>
<p>○ 32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事</p>	<p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p>
<p>○ 33 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について</p>	<p>本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。</p>
<p>34 その他</p>	<p>※</p>
<p>共通工事</p>	<p>1 総合試運転調整等 (1.3.3)</p> <p>総合調整は以下の項目を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風量調整 ○ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水质の測定 ・ 雑用水の水质の測定 ・ 運転状態(総合試運転調整結果)の記録

<p>○ 2 配管材料 (2.1.2)</p>	<p>管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。</p>																																							
<p>○ 3 埋設配管 (2.7.1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(◎ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。 																																							
<p>4 保温工事 (3.1.1)</p>	<p>図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。</p>																																							
<p>○ 5 塗装 (3.2.1)</p>	<p>露出部分は全て塗装を施すこと。</p>																																							
<p>○ 6 仮設工事 (4.1.1)</p>	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。監督員事務所を本工事で(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。監督員事務所を設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="2122 850 2775 913"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																			
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																					
<p>○ 7 土工事 (4.2.1)</p>	<p>建設発生土の処分は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 構外搬出適切処理 <p>搬出先名称()</p> <p>搬出先所在地()</p> <p>運搬距離(km)</p> <p>搬出先基準(条件)()</p>																																							
<p>8 その他</p>	<p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道引込に係る負担金(円) ・ ガス引込に係る負担金(円) <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <p>※</p>																																							
<p>空気調和設備工事</p> <p>○ 1 空気調和機</p>	<p>室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。</p> <p>2 制気口</p> <p>図示されていない制気口の材質は(・ 鋼板 ・ アルミニウム板)とする。</p> <p>3 ダクト (1.14.3)</p> <p>長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、 ・ アングルフランジ ・ コーナーポルト(・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ)工法とする。</p> <p>4 ダクト付属品</p> <p>風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト <p>○ 5 設計温湿度条件</p> <p>設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1" data-bbox="2122 1417 2775 1522"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内()</th> </tr> <tr> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>33</td> <td>70.6</td> <td>26</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>6 その他</p> <p>※</p>		外気		室内()		温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)	夏季	33	70.6	26	50	冬季																								
	外気		室内()																																					
	温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)																																				
夏季	33	70.6	26	50																																				
冬季																																								
<p>検印</p>	<table border="1" data-bbox="2107 1753 2775 1976"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <td>消防車庫改築・防災備蓄倉庫新築工事</td> <th>工事年度</th> <td>令和 8年度</td> </tr> <tr> <th>工事場所</th> <td>座間味村字座間味260-1</td> <th>図面名称</th> <td>特記仕様書(機械設備)-3</td> </tr> <tr> <th>発注機関</th> <td>座間味村役場</td> <th>縮尺</th> <td> </td> </tr> <tr> <th>概要</th> <td> </td> <th>図面番号</th> <td>M- 03</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">検印</th> <th>管理建築士</th> <th>設計</th> <th>製図</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>名称</th> <td colspan="3">(株)アート設計</td> </tr> <tr> <th>資格者氏名</th> <td colspan="3">前川 朝貞 第114945号</td> </tr> <tr> <th>登録番号</th> <td colspan="3">(株)アート設計 第153-95号</td> </tr> <tr> <th>所在地</th> <td colspan="3">那覇市銘苅3丁目23番16号</td> </tr> </thead> </table>	工事名称	消防車庫改築・防災備蓄倉庫新築工事	工事年度	令和 8年度	工事場所	座間味村字座間味260-1	図面名称	特記仕様書(機械設備)-3	発注機関	座間味村役場	縮尺		概要		図面番号	M- 03	検印	管理建築士	設計	製図				名称	(株)アート設計			資格者氏名	前川 朝貞 第114945号			登録番号	(株)アート設計 第153-95号			所在地	那覇市銘苅3丁目23番16号		
工事名称	消防車庫改築・防災備蓄倉庫新築工事	工事年度	令和 8年度																																					
工事場所	座間味村字座間味260-1	図面名称	特記仕様書(機械設備)-3																																					
発注機関	座間味村役場	縮尺																																						
概要		図面番号	M- 03																																					
検印	管理建築士	設計	製図																																					
	名称	(株)アート設計																																						
	資格者氏名	前川 朝貞 第114945号																																						
登録番号	(株)アート設計 第153-95号																																							
所在地	那覇市銘苅3丁目23番16号																																							

別表-1(関連工事との取り合い)

工事内容	別途工事		
	本工事 機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※	・
	架台、アンカーボルト	※	・
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※	・
	補強鉄筋	・	※
	スリーブの穴埋め	※	・
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※	・
	補強鉄筋	・	※
天井、壁の切り込み	型枠の穴埋め	※	・
	墨出し	※	・
開口部補強	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	・	※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※
インサート	インサート	※	・
外気取付ガラー	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・
上記の配管、配線	・	※	
自動制御	電気配管	・	・
	電気配線	・	・
	電源供給	・	※
浄化槽	コンクリート躯体	・	・
	基礎コンクリート	※	・
	基礎杭	・	・
	根切り、埋戻し	※	・
	残土処理	※	・
	防護柵	・	・
	土止め工事	・	・
	保護砂	・	・
	湧水処理	・	・
	送風機室(換気用送風機を含む)	・	・
	操作盤までの1次側電気工事	・	※
操作盤以降の2次側電気工事	※	・	
樋	ルーフトレイン及び立て樋	・	※
	立て樋接続用埋設横引管	・	※
流し類	台所流し台、手洗い流し台(SUS人研ぎ共)	・	※
	上記の配管接続	※	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※	・
身障者用手すり	衛生器具回り	※	・
	その他手すり	・	※
		・	・

※配線は接続を含むものとする。

別表-2(管材)

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	該当なし
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	冷媒用断熱材被覆銅管
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	—
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ホリ塩ビ管(HIVP)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)
	地中配管	給水・耐衝撃性ホリ塩ビ管(HIVP)
給湯管	屋内一般配管	給湯・被覆銅管
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	同上
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	該当なし
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ホリ塩化ビニル管(VP)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	同上
通気管	屋内一般配管	通気・硬質ホリ塩化ビニル管(VP)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	同上
ガス管	屋内一般配管	プロパン・配管用炭素鋼鋼管(白)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	プロパン・消火・排水ホリエレン被覆鋼管

特記事項
 ※ 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。
 ※

工事名称	消防車庫改築・防災備蓄倉庫新築工事			工事年度	令和8年度	
工事場所	座間味村字座間味260-1			図面名称	特記仕様書(機械設備)-4	
発注機関	座間味村役場			縮尺		
概要				図面番号	M-04	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	(株)アート設計
					資格者氏名	前川 朝貞 第114945号
					登録番号	(株)アート設計 第153-95号
					所在地	那覇市銘苅3丁目23番16号